

**申請者チェックリスト及び同意書**  
**(店舗所有者:法人, 新規出店者:法人)**

新規出店者、店舗および店舗所有者が、下記の各事項に当てはまるときは、チェック欄にチェックを入れ、最後に署名・押印してください。

根拠条項	項目	チェック欄
第2条 (2)	小売業, 飲食業, サービス業, その他市長が定める事業である	
第2条 (3)	指定区域内である	
第3条 第2項(1)	新規出店する法人と空き店舗を所有する法人とに, 資本関係がない 一方の法人の役員・発起人をする者が他方の法人の役員・発起人ではない	
第3条 第2項(1)	新規出店者である法人の代表者と空き店舗を所有する法人の役員若しくは発起人とが生計を一としていない (生計を同一にする・・・一緒に暮らしている, 1つの家計で生活しているなど)	
第3条 第2項(1)	新規出店者である法人の代表者と空き店舗を所有する法人の役員若しくは発起人とが2親等以内の親族ではない (2親等以内の親族・・・(本人・配偶者及びその)親, 祖父母, 兄弟姉妹, 子, 孫)	
第3条 第2項(2)	風俗営業ではない (風俗営業・・・異性による接待がある, 店内が暗い, ゲームセンターなど)	
第3条 第2項(3)	中心市街地内で過去に営業し, その後空き店舗等としていない	
第3条 第2項(4)	週5日以上営業し, かつ, 通年営業できる	
第3条 第2項(5)	市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない	
第3条 第2項(6)	個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝となるものを行わない	
第3条 第2項(7)	会社更生法, 民事再生法等に基づく更生手続又は再生手続を行っていない	
第3条 第2項(8)	新規出店者である法人の代表者と空き店舗を所有する法人の役員若しくは発起人が暴力団員・暴力団関係者ではない 暴力団員・暴力団関係者が経営に参加していない	
第3条 第2項(9)	市長が不相当と認める業種の営業を行っていないこと又は行わないこと	
第3条 第2項(10)	平成24年度～平成29年度に, 石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金を受けていない	

平成30年度石岡市空き店舗等活用支援事業費補助金の申請にあたり, 上記の各項目に当てはまると認めます。また, 補助金交付要綱第3条第2項のいずれかに該当した場合, 又はその他申請内容に虚偽が発覚した場合は, 認定の取り消し, 補助金交付決定の取り消し, および交付された補助金を返還することに同意します。

平成 年 月 日

申請者名

印

---